

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例																												
議案番号	議案第58号	議案名	琴浦町介護保険条例の一部改正について																														
目的	令和3年度から令和5年度における低所得者の介護保険料軽減及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を定める改正を行うもの。																																
内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 低所得者の介護保険料軽減</p> <p>令和3年度から令和5年度における第1号被保険者の介護保険料第1段階から第3段階について保険料率の軽減を行う規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th rowspan="2">R3対象者 見込数(人)</th> <th colspan="2">保険料率</th> <th colspan="2">介護保険料(年間)円</th> </tr> <tr> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>691</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>34,200</td> <td>20,520</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>658</td> <td>0.75</td> <td>0.5</td> <td>51,300</td> <td>34,200</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>558</td> <td>0.75</td> <td>0.7</td> <td>51,300</td> <td>47,880</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護保険料の減免</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、令和2年度に引き続き介護保険料の減免を行う。</p> <p>ア 減免の対象となる期間及び保険料</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)のある令和2年度及び令和3年度分の保険料</p> <p>イ 対象</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の事業収入等が令和2年と比較して3/10以上減少する見込みの世帯等</p>					所得段階	R3対象者 見込数(人)	保険料率		介護保険料(年間)円		軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	第1段階	691	0.5	0.3	34,200	20,520	第2段階	658	0.75	0.5	51,300	34,200	第3段階	558	0.75	0.7	51,300	47,880
	所得段階	R3対象者 見込数(人)	保険料率		介護保険料(年間)円																												
軽減前			軽減後	軽減前	軽減後																												
第1段階	691	0.5	0.3	34,200	20,520																												
第2段階	658	0.75	0.5	51,300	34,200																												
第3段階	558	0.75	0.7	51,300	47,880																												
補足事項	施行日 公布の日																																